

YKK AP 延長保証制度（電装商品）

保証規定

1. 保証内容

- (1) 保証対象機器が故障した場合は、故障修理を提供または代替品と交換します。ただし、以下の条件を満たす場合のみ保証が適用されます。
 - ① 保証期間内に発生し、修理依頼された故障。
 - ② 保証対象機器に係る取扱説明書および本体貼付ラベル等の注意書に従った正常な使用状態において発生した故障。
 - ③ 保証対象機器を構成する部品そのものの不具合により、保証対象機器の機能の停止または低下を伴うもの。
 - ④ 保証書記載の YKK AP 延長保証制度（電装商品）受付で修理受付した修理であること。
 - ⑤ 本保証以外にメーカー保証等の当該保証が存在しないこと。
 - ⑥ 一般家庭でのご使用によること。（賃貸、業務用、展示品、車輛、船舶への搭載等を除きます。）
 - ⑦ その他、別途定める本保証の対象外となる事由または事象および間接損害等に該当しないこと。
- (2) 本保証の対象となる故障修理の費用は以下の通りです。
 - ① 部品代
 - ② 現場調査費
 - ③ 故障修理に係る費用（修理作業費、調整作業費を含む。）
 - ④ 出張費用（離島および離島に準じる遠隔地への出張費用を除く。）
- (3) 保証の対象機器は 2023 年 7 月 1 日以降お引渡しの以下の商品です。
 - ・ スマートドア：ヴェナート D30、イノベスト D70 D50、コンコード S 30、M30 顔認証自動ドア、プロント
 - ・ リモコンシャッター：リモコンシャッター、リモコンシャッターGR
- (4) 故障修理または代替品との交換のどちらを選択するかは、当社の判断によるものとします。以下のいずれかに当てはまる場合は代替品と交換します。
 - ① 部品の製造が既に終了している、または当社において部品の在庫がなく、供給の見込みがないなどの事由により故障修理が不可能な場合。
 - ② 故障修理の実施と比較し、代替手段として代替品と交換することが合理的な場合。

2. 保証対象外に関する注意事項

下記に定める事由もしくは事象に該当する場合には、本保証の対象外となります。

(1) 本保証の対象外となる事由または事象

1. 本保証に係る加入者様の契約情報と、加入者様に付帯する保証対象機器の情報に重大な相違がある場合。
2. 保証対象機器に対する改造、分解などが原因で生じた故障、損傷または損害。
3. 取付工事に起因して保証対象機器に生じた故障、損傷または損害。
4. 天災、事故、過失、故意、または第三者の加害（虫食い、ねずみ食い等を含む）による故障、損傷または損害。または当該事象が原因となる故障、損傷または損害。
5. 保証対象機器の自然の消耗、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色、水質の問題またはその他類似の事由に起因する故障、損傷または損害。
6. 保証対象機器を中古品として購入された場合、または当社以外から購入された場合。
7. 保証対象機器を第三者に譲渡された場合。
8. 保証対象機器の処分に関する費用、またはリサイクル費用等。
9. 保証対象機器に係る付属部品（ケース、キャップ、カバー等）、アクセサリ、増設機器、周辺機器、ソフトウェア等、クラウドサービス等、または記憶媒体等との相性による動作の不具合。
10. 保証対象機器の外装部品、ドレンホース、別売品（オプションリモコン等）及びその付属部品、保証対象機器本体外の設備部品（ケーブル、コード、アダプター等の配線類、配管等、パッキン類、その他施工部材等）の故障、損傷または損害。
11. 火災・落雷・爆発・洪水・水害・風害等の偶然かつ外来の事由。
12. 地震・津波・噴火・地殻変動・地盤沈下・その他天災ならびにガス害・塩害・公害・煙害および異常電圧、外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事由。
13. 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂成物を含む）の放射性や爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。
14. 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態）。
15. 盗難、置き忘れ、または紛失による場合。
16. リコールを含む当社の責に起因した保証対象機器の故障、損傷または損害。
17. 保証対象機器が日本国外にある場合。

18. 保証対象機器の故障修理を依頼された際、本保証の対象外の原因による故障であることが判明した場合。
19. 下記に例示する消耗品または消耗品の交換および交換に起因する故障、損傷または損害。
(例) 非常用バッテリー、本体用乾電池、リモコンボタン電池等
20. 故障修理の際に故障修理の作業費用以外に追加作業として生じる諸費用（躯体工事、解体工事、内装工事、電気設備工事、配管工事、足場工事およびその材料・部材・部品費用）等。
21. 電波障害、通信回線の異常、過電流または過電圧によって生じた故障、損傷または損害。
22. プログラム、データ、ソフトウェアなど保証対象機器以外に生じた故障、損傷または損害、およびソフトウェア上の原因による故障、損傷または損害（ウィルス感染を含む）。

(2) 間接損害等の取扱い

1. 保証対象機器の故障または損傷に起因して、他の物に生じた故障、損傷、または損害。
2. 保証対象機器の故障または損傷に起因して、他の物が使用できないことによって生じた作業遅延・工事遅延、代替品使用等に伴う損害。
3. 保証対象機器の故障または損傷に起因して、人の生命、身体に生じた傷害等（傷害に起因する死亡および精神的・経済的損失を含む）。

3. 保証期間

- (1) 本保証に係る故障修理を請求することができる期間（以下、保証期間という。）は、保証書に記載された期間とします。
- (2) 以下のいずれかに該当する場合は、保証期間に関わらず本保証は終了します。
 - ① 保証対象機器の代替品が提供された場合。（メーカー保証等の期間中に初期不良などで代替品が提供された場合は除く）
 - ② 故障修理の費用の累計額（消費税込）が、保証限度額に達した場合。

4. 保証限度額

- (1) 本保証の保証限度額は、30 万円（消費税込）とします。保証期間中であれば故障修理の回数に上限はありません。
- (2) 故障修理の費用が保証限度額を超過した場合、その超過費用（消費税込）は、加入者様の負担となります。

5. 故障修理のご依頼について

- (1) 保証対象機器について故障修理を依頼する際には、保証書記載の YKK AP 延長保証制度（電装商品）受付にご連絡ください。なお、加入者様以外からの故障修理の依頼はお受けしておりません。
- (2) 保証期間内に発生した故障につきましては、速やかに故障修理の依頼と故障修理の予約をお願いいたします。保証期間終了後の依頼は、故障発生日に関わらず本保証の適用外となります。
- (3) 故障修理の依頼日より 90 日以内に加入者様の都合により故障修理が実施できなかった場合は、当該故障修理の依頼は撤回されたものとみなします。

6. 解約

- (1) 加入者様は、本保証を解約することができます。YKK AP 延長保証制度（電装商品）受付にご連絡ください。
- (2) 解約の際は、所定の計算をもって、保証料（消費税込）の一部を返金いたします。なお、解約の時期によっては返金がされない場合もあります。また、解約のお申し出の時点において、すでに故障修理が実施されている場合（故障修理依頼済みの場合を含む）、返金はいたしません。

7. 規定変更

本規定の各規程は、社会情勢の変化、その他諸般の事情によりその変更に必要な理由があると認められる場合には、当該変更の内容および効力発生時期を明示した上で、その効力発生日の相当期間前までに、当社のホームページへの掲載、その他の適切な方法で周知することにより、変更できるものとします。

2024年1月10日 改定